

経営革新等貸付(先端設備)チェックリスト

①要件チェック

先端設備等導入計画

- ☐ 市町から先端設備等導入計画の認定を受けている。
- ☐ 「4 先端設備等導入の内容」に申請設備が掲載されている。 ※裏面参照
- ☐ 「5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法」に記載されている資金額以内である。
※承認額以上の融資等計画と異なる場合は「理由を示した書類」を提出してください。

②提出書類チェック

共通事項

※ 裏面の「金利」を参照してください。

【必須事項】

- ☐ 静岡県中小企業向け制度融資制度資金申込書（様式第1号）
- ☐ 先端設備等導入計画の認定書の写し（変更がある場合は変更認定書の写し）
- ☐ 先端設備等導入計画認定申請書の写し一式（変更がある場合には変更承認申請書の写し一式）
- ☐ 見積書 ※契約前の見積書を添付してください。
※計画の資金計画との整合性を確認願います。
- ☐ 決算書 直近2年分
(貸借対照表、損益計算書、(販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む)、株主資本等変動計算書、個別注記表)
※ 税務申告書のすべての写しを添付する必要はありません

【保証協会の保証を付ける場合】

- ☐ 協会が定める書類
- ☐ 信用保証協会事前内諾書（事前内諾を受けた場合のみ）

【保証協会の保証を付けない場合】 ※ 発行後6ヶ月以内までの書類を提出してください。

- ☐ 商業登記簿謄本の写し ※オンライン謄本可
- ☐ 納税証明書(原本) ※裏面の「納税証明書発行場所」参照。最新の決算期の記載があるもの。

個別事項

【承認された金額以上等計画と異なる融資を申請する場合】

- ☐ 理由を示した書類

【必要な許認可がある場合】

- ☐ 許認可書の写し

【補助金を利用する場合】

- ☐ 補助金の交付決定通知等(又はそれに変わる資料※)
※交付決定前の場合は、交付決定通知に変わる資料を提出ください。

※ 裏面に「注意事項」を掲載しています。

経営革新等貸付(先端設備)チェックリスト

金利（固定金利のみ）

基準金利	2.32%以内	※融資利率以上の利子補給率を設定することはできません。 例 基準金利 0.80%の場合 ○正： 融資利率:0.4% 利子補給率:0.4% ×誤： 融資利率:0.33% 利子補給率:0.47%
融資利率	1.85%以内	
利子補給率	0.47%以内	

納税証明書(静岡県)発行場所

※「静岡県」の事務所になります。

事務所名	住所	連絡先
下田財務事務所	下田市中531-1 下田総合庁舎3階	0558-24-2012
熱海財務事務所	熱海市水口町13-15 熱海総合庁舎3階	0557-82-9056
沼津財務事務所	沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎5階	055-920-2013
富士財務事務所	富士市本市場441-1 富士総合庁舎3階	0545-65-2112
静岡財務事務所	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎3階	054-286-9112
藤枝財務事務所	藤枝市瀬戸新屋362-1 藤枝総合庁舎1階	054-644-9116
磐田財務事務所	磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎2階	0538-37-2206
浜松財務事務所	浜松市中央区中央1-12-1 浜松総合庁舎1階、2階	053-458-7123

申請のポイント

先端設備等導入計画

4 先端設備等導入の内容

ポイント1：ここに設備の記載があるか

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1	NC 旋盤／A A A-0123	6 年 5 月	静岡葵区追手町 9 - 6
2	三次元測定器／X Y Z 99	6 年 5 月	静岡葵区追手町 9 - 6
3	生産管理システム／A B C 55 II	6 年 11 月	静岡葵区追手町 9 - 6
4			
5			

ポイント2：金額の上限
（「融資」の記載金額が申込の上限額）

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
先端設備等購入資金	融資	30,000
先端設備等購入資金	自己資金	5,000